

民生委員・児童委員は あなたの身近な相談相手です

民生委員・児童委員は「民生委員法」及び「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱をされています。川崎市では420世帯に1人を基準に選任されています。川崎区の定数は民生委員263名、主任児童委員※20名となっています。

※主任児童委員とは、地域の児童問題の相談支援を専門に行なう児童委員で、区域の担当児童委員と一体となって関係機関との連携を図る役割を担っています。

◆活動の目的は？

常に住民の皆さんの立場に立って相談に応じ、住民の皆さんが尊厳をもって、その人らしい自立した生活ができるよう、必要な支援を行なうことによって、誰もが安心して暮らせる地域社会作りを目指します。

◆どんな活動をするの？ ～7つのはたらき～

- 1 社会調査のはたらき：担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。
- 2 相談のはたらき：住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
- 3 情報提供のはたらき：社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 4 連絡通報のはたらき：住民が個々の福祉需要に応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。
- 5 調整のはたらき：住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。
- 6 生活支援のはたらき：住民の求める生活支援活動を行ない、支援体制を作っていきます。
- 7 意見具申のはたらき：活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員・児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

◆守秘義務は？

住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。これは法律で義務付けられています。また民生委員・児童委員を退任した後でも、秘密は保持することになっています。

◆担当する区域は？

民生委員・児童委員一人ひとりに担当区域が定められています。皆さんがお住いの区域にも担当の民生委員・児童委員がいますので、お気軽にご相談ください。

◆自分の担当の民生委員児童委員を知りたいのですが…

最寄りの区役所地域みまもり支援センターまたは地区健康福祉ステーションへお問い合わせください。

●区役所保健福祉センター

施設名	所在地	電話
川崎区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	川崎区東田町8	201-3161
大師地区健康福祉ステーション	川崎区東門前2-1-1	271-0156
田島地区健康福祉ステーション	川崎区鋼管通2-3-7	322-1986

そうだんないよう おう てきせつ
相談内容に応じて適切な
かんけいき かん しえん
関係機関による支援への
やく
「つなぎ役」になります



しゅにんじどういん こ
主任児童委員は子どもや
こそだ かん せんもん
子育てに関することを専門に
かつどう
活動しています

こんな心配ごと、悩みごとはありませんか？

にんしん
妊娠

ふあん
不安で…



こそだ
子育て

たす
助けて…



がっこうせいかつ
学校生活

いじめが…



せいかつひ
生活費

どうしよう…



ひとりぐ
一人暮らし

こころぼそ
心細い…



けんこう いりよう
健康・医療

しんばい
心配で…



かいご
介護

つか
疲れた…



ふくし
福祉サービス

おし
教えて…



川崎区民生委員児童委員協議会

【事務局】住所：〒210-0011 川崎区富士見1-6-3 読売川崎富士見ビルB-1棟6階
(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会内)
電話：044-246-5500 FAX：044-211-8741